



平成29年10月30日

各 位

会社名 株式会社 S Y S ホールディングス
代表者名 代表取締役 鈴木裕紀
会長兼社長
(コード番号：3988 東証 J A S D A Q)
問合せ先 常務取締役 後藤大祐
管理本部長
(TEL 052-937-0209)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(平成 29 年 7 月 31 日現在)

| 名称 | 属性 | 議決権所有割合 (%) | | | 発行する株券等が上場されている金融商品取引所等 |
|-------|---------------|-------------|-------|-------|-------------------------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 鈴木 裕紀 | 支配株主(親会社を除く。) | 50.01 | — | 50.01 | — |

(注) 議決権所有割合については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引を行う際には、会社経営の健全性の観点より留意すべき必要性が高い事を認識し、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることなどを慎重に判断し、金額の大小にかかわらず取締役会において十分に審議した上でその実施を決定し、少数株主の利益を損なうことがないよう適切に対応いたします。

なお、支配株主に該当する鈴木裕紀は、当社の代表取締役会長兼社長であります。鈴木裕紀は、当社株主総会決議事項に影響を及ぼす立場にありますが、同時に当社特別利害関係人にて、会社法第 369 条第 2 項の規定により鈴木裕紀との取引関係等を討議する社内意思決定には影響を及ぼす立場にありません。

以 上